お　知　ら　せ

令和８年11月19日
愛媛県環境保全型農業推進会議
（農産園芸課　内線　4048）

愛媛県環境保全型農業推進会議の開催について

標記会議を、次のとおり開催（全部公開）しますのでお知らせします。

１　開催日時　令和８年11月27日（金）　13：30～15：30

２　開催場所　愛媛県林業会館　３Ｆ　大ホール（松山市三番町４丁目４番地１）

３　内容
（１）環境保全型農業及び有機農業の取組状況について
（２）愛媛県特別栽培農産物認証制度の運営に係る協議
（３）R8年度未来につながる持続可能な農業推進コンクールについて
（４）その他

４　傍聴
（１）傍聴の定員　10名
（２）傍聴の申込方法
①傍聴を希望される方は、11月24日（火）17時までに、電話又はFAXにより、氏名、住所及び連絡先の電話又はFAXの番号を事務局（農産園芸課環境農業係）へ連絡してください。（１回の申込につき１名のみ）
②傍聴の申込の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
（３）会議は、開会から議事終了まで傍聴できます。

５　その他
会議の秩序を乱し、又は議事等の支障となる行為をした場合には、退場を求める場合があります。

〔問い合わせ及び傍聴申し込み先（会議事務局）〕
愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課環境農業係
〔〒790-8570　愛媛県松山市一番町４丁目４－２〕
電話　　０８９－９１２－２５５５（係直通）
ＦＡＸ　０８９－９１２－２５６４

傍　聴　要　領

愛媛県環境保全型農業推進会議

1　会議での受付及び手続

会議の傍聴の許可を受けた方は、会議開催予定時刻の１０分前までに、会場前の受付で、職業、氏名及び住所等を記入の上、事務局の係員の指示に従って会議の会場に入室して下さい。

なお、受付開始は、会議開催予定時刻の２０分前から行います。

2　会議を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。なお、これらに違反する場合は退場させられる場合があります。

⑴　会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしたりしないこと。

⑵　会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

⑶　会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

⑷　その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

3　会議の秩序の維持

⑴　会議を傍聴する方は、事務局の係員の指示に従って下さい。

⑵　会議を傍聴する方が、２の規定に違反する場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

愛媛県環境保全型農業推進会議設置要領

（設置）

第１条　農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料や農薬の効率使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業（環境保全型農業）を推進するため、愛媛県環境保全型農業推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（任務）

第２条　推進会議の任務は次のとおりとする。

(1) みどりの食料システム基本計画に関すること。
(2) 有機性資源の循環利用と土づくりの推進に関すること。
(3) 環境保全型農業技術等の調査・研究に関すること。
(4) 有機農業の推進に関すること。
(5) 愛媛県特別栽培農産物等認証制度の運用・推進、栽培基準の検討、認証の審査に関すること。
(6) その他環境保全型農業の推進に関すること。

（組織）

第３条　推進会議は、委員10人以内を以て構成する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

(1) 学識経験者
(2) 生産者
(3) 消費関係者
(4) 食品流通関係者
(5) 農業関連団体代表者

（会長及び副会長）

第４条　推進会議に会長及び副会長を置く。

２　会長は委員の互選によるものとし、副会長は会長が指名する。

３　会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

４　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（委員の任期）

第５条　委員の任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。

２　委員は、任期満了であっても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行うものとする。

（推進会議）

第６条　推進会議は、会長が召集し、これを主宰する。

２　推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

４　会長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、書面又は持ち回りの方法により全委員の賛否を求め、委員現在数の過半数の同意をもって委員会の議決に代えることができる。

（部会の設置）

第７条　推進会議の円滑な推進を図るため、推進会議に愛媛県環境保全型農業専門部会（以下「部会」という。）を置き、別表１に掲げるものをもって組織する。

２　部会は、会長の命により、環境保全型農業の推進に必要な事項について協議するものとする。

３　会長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（審査会の設置）
第８条　愛媛県特別栽培農産物等認証制度の円滑な運用を図るため、推進会議に愛媛県特別栽培農産物等認証審査会（以下「審査会」という。）を置き、別表２に掲げる職にある者をもって組織する。
２　審査会は、第２条第５号に定める任務のうち認証の審査について専決することができる。
３　審査会会長は、愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課長の職にある者をもって充てる。
４　審査会副会長は、愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課主幹の職にある者をもって充てる。
５　審査会副会長は、審査会会長を補佐し、審査会会長に事故あるとき又は審査会会長が欠けたときは、その職務を代理する。
６　審査会会長は、審査会を招集し、会議の議長となり議事を総理する。
７　審査会の議事は、出席した審査会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
８　審査会の審査結果については、審査会の後最初に開催される委員会において報告する。
９　審査会会長は、必要に応じて審査会委員以外の者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。
10　審査会は、必要に応じて現地調査を行うことができる。
11　審査会会長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、書面又は持ち回りの方法により全審査会委員の賛否を求め、審査会委員現在数の過半数の同意をもって審査会の議決に代えることができる。

（庶務）
第９条　推進会議の庶務は、農林水産部農業振興局農産園芸課において行う。

（その他）
第10条　この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則
この要領は、平成13年８月７日から施行する。
附　則
この要領は、平成14年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、平成14年10月11日から施行する。
附　則
この要領は、平成15年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、平成16年１月28日から施行する。
附　則
この要領は、平成17年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、平成19年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、平成20年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、平成21年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、平成23年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、平成24年４月２日から施行する。
附　則

この要領は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年５月12日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

別表１（第７条関係）　愛媛県環境保全型農業専門部会構成員

所　属　・　職　名	備考
愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課主幹（環境農業担当） 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課環境農業係長 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課高度普及推進グループ担当係長 （農産園芸課長が指名する者） 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課研究企画係長 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課果樹係長 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課米麦係長 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課野菜・花き係長 愛媛県農林水産部農業振興局畜産課経営指導係長 愛媛県農林水産部森林局林業政策課木材流通戦略係長 全国農業協同組合連合会愛媛県本部営農畜産振興部営農支援課長 愛媛県畜産協会事務局長	主査

別表２（第８条関係）　愛媛県特別栽培農産物等認証審査会

所　属　・　職　名	備考
愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課長 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課主幹（環境農業担当） 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課環境農業係長 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課環境農業係　担当係長 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課高度普及推進グループ担当係長 （農産園芸課長が指名する者） 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課果樹係長 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課米麦係長 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課野菜・花き係長 愛媛県農林水産研究所農業研究部病理昆虫室長 愛媛県農林水産研究所果樹研究センター病理昆虫室長 全国農業協同組合連合会愛媛県本部園芸農産部園芸販売課担当職員 全国農業協同組合連合会愛媛県本部園芸農産部米穀課販売担当職員 全国農業協同組合連合会愛媛県本部園芸農産部米穀課生産担当職員 全国農業協同組合連合会愛媛県本部生産資材部肥料農薬課肥料担当職員 全国農業協同組合連合会愛媛県本部生産資材部肥料農薬課農薬担当職員	主査